

NewsLetter

知的財産センター活動報告

ご 報 告

「関西6私大 新技術説明会」を開催しました!

独立行政法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

2010年2月26日（金）、独立行政法人科学技術振興機構（略称JST）と関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会（関西大学、関西学院大学、同志社大学、甲南大学、大阪産業大学、龍谷大学にて構成）主催の新技術説明会を、科学技術振興機構JSTホール（東京・市ヶ谷）で開催しました。

本学からは、理工学部 環境ソリューション工学科 岸本 直之 教授により「新規電解促進酸化法による水中難分解性有機物の分解処理」と題して、ご講演いただきました。

水中の有機汚染物質を処理する方法の1つに、促進酸化処理方法がありますが、新規電解促進酸化処理方法は、従来の促進酸化処理方法と比べ、設置コストが大幅に低減できるうえ、危険な薬剤を必要とせず、廃棄物の発生も抑制できるといった特徴があります。

将来は、難分解性汚染物質を含む排水の直接処理や染色排水等の脱色、排水の消毒等、様々な用途への期待がされています。

岸本教授の技術説明へは、約100名の企業関係者の方の申込みがありました。また、説明会終了後に実施した個別相談会へは4社からの申込みがあり、非常に注目を集める技術内容であることが伺えます。

今後も知的財産センターでは、社会から期待される先端技術を積極的に社会へ発信していきます。



ご講演中の岸本教授



会場の様子

ご 報 告

「2009年度 第2回知的財産セミナー」を開催しました！

2009年11月18日（水）、特許庁、近畿経済産業局のご協力のもと、「2009年度 第2回知的財産セミナー」を開催しました。第2回セミナーのテーマは、「ひらめきを生む力 発明へと育てる力～インクジェット高精細吐出技術誕生秘話～」と題しまして、講師のキヤノン株式会社 インクジェット技術開発センター担当部長 中島 一浩氏より、ご自身のインクジェット技術開発経験のエピソードを踏まえ、ひらめきに必要なものや技術者であることのすばらしさについてご講演いただきました。

当日は、理工学部の学生をはじめ企業や一般の方々など88名の参加があり、大盛況のうちに終わりました。



ご講演中の中島氏

2010年度も「知的財産セミナー」を開催します!!

特許庁および近畿経済産業局のご協力をいただき、セミナーを開催します。

文系学部生向け

- 日時：6月頃
対象：本学学生および教職員等
場所：深草キャンパス

理系学部生向け

- 日時：11月頃
対象：本学学生および教職員等
場所：瀬田キャンパス

※ 詳しく決まり次第、知的財産センターホームページ(<http://chizai.seta ryukoku.ac.jp/>)や学内掲示にて広報していきます。
ご関心のある方は、是非ご参加ください。



お知らせ 発明奨励費制度を設置しました！

2010年度新規事業として知的財産センターでは「発明奨励費制度」を創設しました。発明奨励費制度とは、本学において初めて特許出願等をした教員に対して奨励費を付与する「発明新人奨励費」と、本学の知的財産活動に貢献した教員に対して奨励費を付与する「発明功労奨励費」の2種類の制度からなります。それぞれ、新たな発明創出の促進や知的財産活動の活性化を目的として設置した制度です。

詳しくは、知的財産センターホームページ (<http://chizai.seta ryukoku.ac.jp/>) をご覧ください。

ご報告 2009年度特許出願状況

2009年11月以降の出願は以下のとおりです。(2010年3月31日現在)

なお、発明の名称・内容等は、出願日から約1年半後に公開（特許庁ホームページ）されます。

	発明者	出願番号	出願日	出願種別等
1	理工学部 木村 瞳	特願2009-257242	2009.11.10	共同出願
2	理工学部 三浦 雅展	特願2009-276438	2009.12.04	単独出願
3	理工学部 三浦 雅展	特願2010-017805	2010.01.29	単独出願
4	理工学部 青井 芳史（代表） 理工学部 上條 栄治 名譽教授	特願2010-025480	2010.02.08	共同出願
5	理工学部 粟井 郁雄	特願2010-020775	2010.02.01	単独出願
6	理工学部 山添 誠司（代表） 理工学部 和田 隆博	特願2010-020343	2010.02.01	単独出願
7	理工学部 山添 誠司（代表） 理工学部 和田 隆博	特願2010-020344	2010.02.01	単独出願
8	理工学部 三浦 雅展	特願2010-017806	2010.01.29	単独出願
9	理工学部 三浦 雅展	特願2010-017807	2010.01.29	単独出願
10	理工学部 三浦 雅展	特願2010-029567	2010.02.13	共同出願
11	理工学部 和田 隆博（代表） 理工学部 山添 誠司	特願2010-030485	2010.02.15	共同出願
12	理工学部 山本 伸一	特願2010-045937	2010.03.02	単独出願
13	理工学部 植村 渉	特願2010-049898	2010.03.05	単独出願

*2009年度は、合計20件の特許出願がありました。

知財トピックス(第5回) 「パテントプールについて」

私たちの生活の必須品となっている自動車や携帯電話には様々な技術が使われています。そして、これらの技術は特許権として保護されているのが普通です。

1台の携帯電話に使われている特許発明は1000件を超えると言われており、機能の高度化に伴って、その数はますます増えるものと思われます。ある会社が携帯電話に使われるすべての技術の特許権を独り占めすることは可能でしょうか?仮に独り占めが可能であったとしても、携帯電話会社毎に技術規格が違っていて、相互に通話ができないということがあったら、どうでしょうか?

技術の高度化と複雑化に伴い、1つの企業だけで技術標準を独占することが困難になり、パテントプールというシステムが登場しました。パテントプールとは、ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいいます（公正取引委員会知的財産ガイドライン）。

本格的なパテントプールが登場したのは、MPEG (Motion Picture Expert Group) 2技術標準が制定された1994年で

あると思われます。MPEG2は放送、通信など幅広い用途に対応しており、DVD、地上波デジタル放送などで使用されています。

上記のパテントプールの定義にあるように、パテントプールの形成には複数の権利者が関与します。MPEG2の場合、日本のソニーなど4社と外国企業の合計9社が「必須特許」の保有者として参画しています。最初の必須特許は27件が選定されました。が、現在では800件近くに達しており、必須特許の保有者は24社に達しているとのことです。必須特許保有者の利害が対立して技術標準が形成されなかった事例もあります。

次に必須特許の利用方法を決める必要があります。MPEG2では、権利者から独立したライセンス会社 (MPEG LA LLC) を米国法人として設立し、この会社がライセンサーにサブライセンスする方式を取って、1997年にライセンス供与が開始されました。

ライセンス対価の決定も難事でしたが、当時のDVD価格の2%に相当する4ドル／台と決められました。その後のDVD価格の低下などに応じて、ライセンス料は引き下げられています。次に、ライセンス料の配分の問題があります。種々の議論の末

に、MPEG2ではすべての必須特許の価値を同等と評価して、必須特許の数に応じてライセンス料を配分することにしています。また、ライセンス料の国別の配分も問題になりますが、MPEG2では属地主義という方法を採用しました。すなわち、製品が製造又は販売された国でのライセンス収入をその国に属する権利者に配分することになっています。

パテントプールには独占禁止法との葛藤がつきまとっています。パチンコ機製造業者がパテントプールを形成し、プール特許を新規参入希望者に許諾しないという事件では、公正取引委員会が私的独占に該当するとして排除勧告を出しました。MPEG2パテントプールでは、必須特許を申請する特許宣言書において必須特許を合理的かつ非差別的条件 (RAND: Reasonable And Non-Discriminatory) で実施許諾することが求められます。RAND条件を課すことにより、独占禁止法違反となる事態を避けることになります。

MPEG2の成功に刺激されて、DVDでは6Cと3Cの2つ、第三世代携帯電話ではW-CDMAパテントプラットフォームなどが実施されています。

知財コーディネーター 櫻井 雄三

